

2 保護者との面談（アレルギー疾患を持つ児童・生徒の状況の共通理解）

「アレルギー疾患に関する調査票（様式1）及び（様式1-2）」のⅠでチェックをした児童生徒、及びⅡ～Ⅶで「はい」と回答した児童生徒について、原因物質や食物、その原因物質や食物に接触した時や食物を摂取した際、出現する症状、症状が出現するまでの時間などを把握する必要があります。

学校長、担任、養護教諭、栄養教諭、学校栄養補助員等による個別面談等を行い、症状確認及び連絡先リスト、緊急時の対応などを記載する**個人カルテ**（※1）の作成をします。学校生活において、特別な配慮や管理が必要な場合は「**学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）**」＜主治医記入＞（※2）（以下、学校生活管理指導表）の提出を依頼します。

＜食物アレルギーの場合＞

「**学校生活管理指導表**」及び「食物アレルギー疾患に関する対応申請書」（様式3）「家庭における除去の程度」＜保護者記入＞（様式4）の提出を依頼します。なお、症状が改善され、除去の必要がなくなった場合や、症状に変化があり、除去の内容に変化があった場合には、速やかに「食物アレルギー疾患に関する対応申請書」（様式3）の提出を求めます。

※1 個人カルテの作成について

保護者・学校及び関係者の共通理解のもと、個々の児童生徒の発達段階におけるアレルギー疾患の症状とそれに対する配慮事項及び対応を記録することにより、児童生徒の学校生活の安全確保を期するものとする。

アレルギー対応委員会を中心に、教職員全体で情報を共有し、共通理解のもと指導にあたる。特に緊急時の対応については、全職員への周知を徹底する。同時に、「学校生活管理指導表」等の内容について、学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、関係職員及び教育委員会と共有することや、アドレナリン自己注射薬（以下、エピペン®）を処方されている場合は、「アドレナリン自己注射薬（エピペン®）等対応票」（様式2、2-2）の提出を依頼し、必要に応じて消防署等と共有することに対して同意を得る。

※2 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）について

主治医・学校医に個々のアレルギー疾患に関する情報を記載してもらう学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）は、学校において医師の指示に基づいた対応を行うために、保護者に提出を依頼するものである。その際、学校は、伊勢市教育委員

会から配布される学校生活管理指導表に「活用のしおり」、「記載のお願い」、「記載のポイント」を添付する。

なお、学校生活管理指導表等の提出については、以下の表に基づく。

対象 提出書類	学校生活において特に配慮や管理が必要な アレルギー疾患の児童生徒			アレルギー疾患 以外の児童生徒
	アレルギー疾患	食物アレルギー		その他の疾患に より給食で個別 対応が必要な 場合 (乳糖不耐症 等)
	<ul style="list-style-type: none"> ・気管支喘息 ・アトピー性皮膚炎 ・アレルギー性鼻炎 ・アレルギー性結膜炎 ・アナフィラキシー (食物以外) 	学校給食 で対応が 必要な 場合	学校給食に使用し ない食材に対する アレルギー (そば・山芋・ ナッツ類・貝類・ キウイフルーツ)	
学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用) ＜主治医記入＞	毎年	毎年	小学1年 小学4年 中学1年	
食物アレルギー疾患に 関する対応申請書 ＜保護者記入＞ (様式3)		毎年	毎年	
家庭における除去の程 度 ＜保護者記入＞ (様式4)		毎年	毎年	
「アドレナリン自己注 射薬(エピペン®)等 対応票」 ＜保護者記入＞ (様式2、2-2)		所持して いる場合 毎年		
個別対応食に関する 調査票・診断書・依頼書 ＜保護者・主治医＞ (様式5)				毎年
※ 個人カルテ ＜学校作成＞ (様式6、6-2)	毎年	毎年	毎年	